

# 公開質問状

## 日本映画大学学長

### 佐藤忠男殿

佐藤忠男殿、あなたは日本映画大学が教員を雇用するに当たって提出することを要求している誓約書と身元保証書に署名して提出されましたか。これらの書類の存在についてご存知でしたか。

ご存じないかもしれません（ご存じでないことを、そうした事態がありうることを、私は希求しております）。

この質問状の末尾に、誓約書と身元保証書の全文を載せておきますので、それを熟読し、私の質問にお答えください。

さて、このような誓約書や身元保証書を提出させるこの大学が、いかに公共の教育機関としてふさわしくないか、ということについてこれから私は論証していきます。とりわけわれわれの社会にたいして、あるいは世界の現実に対して、批判的かつ創造的な、芸術的な活動にかかわろうとする映画大学という公的な機関にふさわしくないような書類の提出を、大学側がそこで勤めることになろうとする専任教員たちに強要しているということはきわめて不当なことであり、いちじるしく妥当性に欠くことだと私は考えます。なぜ不当なのか、そのことをこれから私は証明するために幾つかの事例を出しつつ、幾つかの質問を書いていきますので、それに対するあなたの意見を求めたいと思います。

繰り返します。あなたはこれから私が述べる疑問、質問についてどのように答えていき

ますか。私はあなたの答を聞きたいと思います。（正確を期するため、幾つかの質問は繰り返されます。）

質問1. 改めて聞きます。あなたは、この大学に勤めるにあたって、大学側が要請している誓約書や身元保証書（別紙1、2参照）を提出しましたか。

このふたつの文書を提出することが、この大学に雇用されるための条件であることは、この大学の「日本映画大学任期付教員勤務規程」第3条で義務づけられています。あなたは、勤務規程を守って、これらの書類に署名をして提出しましたか。

まずは、そのことを確認をしたいと思います。

ところで、ここで提出を義務付けられている誓約書や身元保証書は、演劇批評家である私（鴻英良）には到底、了承できないものでありますが（この理由の詳細については、大学教職員宛てに送られた別紙3の3月30日付のメールの文章にも書かれていますが、以下にも追々書いていくこととなります）、映画批評家にとっては了承できるものなのかどうかを、私は知りたいと思うのです。誓約書の第2項には、「学内において一切の政治的活動を行わず、本学園教員としての信用を失う行為のない・・・」ことを誓うように書かれています。つまり、学内において一切の政治的活動を行わないことを誓うことなしに、日本映画大学で専任教員として働くことはできないと書かれています。佐藤忠男殿、あなたは学長ですが、授業もしているのです。あなたもまた専任教員でもありますね。ということは、この誓約書に署名しているのですね。それとも、署名を拒否していますか、あるいはこの誓約書についてあなたは特権的に知らないのですか。

私は日本映画大学の任期付専任教員になるにあたって、就任予定日（2012年4月1日）直前の2012年3月16日、その契約に関して、佐々木理事長と話し合いました。そこでこの誓約書に署名することを言い渡されました。

佐々木理事長は、ふつう、私立大学では、このような誓約書を出してもらうのが一般的であり、たいていの私立大学はそうしている、とその会合で言われました。私はこの発言がにわかには信じられず、調べてみました。

すると、私が調べた13の大学のすべてがこのような誓約書を提出させてはいないということが判明しました。以下にその大学名を列挙いたします。明治大学、立教大学、法政大学、多摩美術大学、早稲田大学、慶応大学、成城大学、摂南大学、京都精華大学、近畿大学、東京大学、東京外国語大学、大阪大学、です。最後の三つの大学は国立大学ですが私立大学ばかりか、国立大学も、このような書類の提出を要求していないということです

これらの大学に勤めている専任教員の方々の多くは、日本映画大学のこの誓約書の文面を見て、このような文書を提出させるなどということは、大学として、考えられないことだと言っていました。ちなみに私の知り合いの演劇人にも聞いてみましたが、だれもが信じられないという面持でした。

私は、日本映画大学以外のどのような大学がこのような誓約書の提出を義務付けているのかを知りたいと思います。ぜひ、お教えてください。また、私は佐々木理事長の発言が虚偽発言にあたり、そうした虚偽発言によって、専任教員予定者にこのような誓約書に署名させてきたということを告発しようと考えています。佐藤学長、あなたもその運動に加わりませんか。

質問2. 佐藤忠男殿、あなたはこの誓約書の文面について、映画批評家として、どのように考えますか。著しく不当であり、妥当性に欠くとは思いませんか。

映画批評というのは、そもそもの性格から言って、そのすべてではないとしても、かなりの部分において政治的活動の一つではないのですか。たとえば、パゾリーニやゴダールについて語るということが、批評家の政治的判断と関わらない形でどのように可能なのかということをお聞きしたいです。もちろん、彼らの映画は、映像美学的ともいえるべき、政治的判断とは直接はかかわらないそれ以外の特質をも持っていますが、そこから政治性を一切排除することによって、ゴダールやパゾリーニたちの映画について語る事ができるとあなたは考えていますか。「学内における一切の政治的活動を行わない」ことを誓約書で誓った人間が、どのようにして映画について、あるいは映画に関わる事柄について、学内において、批評的に語る事ができるのか、あるいは政治と直接接続するような映画を製作しなければならない事態が起きてきたとき、映画製作を学内においてどのように進めていく事ができるのか、そのことについてあなたはどのように考えるのでしょうか。

このような誓約書に署名し、それを順守した場合、どのようにして映画批評、映画研究を、あるいはそれに関する講義やワークショップを続けていく事ができるとあなたは考えているのですか。

私はタルコフスキーの映像論の翻訳者でもありますが、たとえば、1986年公開の『サクリファイス』について語ろうとするとき、それはチェルノブイリの原発事故の連想を生み出すものとして語らざるをえないし（タルコフスキー立会いの下でその試写がパリで行われたのは、1986年3月19日、そしてチェルノブイリの原発事故が起こったのは、それから1か月ちょっと後の、1986年4月26日でした）、この作品がゾーンを描いた『ストーカー』の続編であることもあいまって、この映画の予言性についてが語ら

れました。さらに、いまならば、3. 11以降の日本の政治との関係を考察することなしに『サクリファイス』を語ることもできないわけです（私はこの問題を、4月の初めに日本映画大学で語ることにしていましたが、誓約書問題によって、契約が失調に終わり、その機会を奪われました）。陸前高田のあの一本松と『サクリファイス』の松との映像的な奇妙な一致の意味について考えることは、映画と現実との政治的なつながりへとわれわれの思索を導くことになるでしょう。このように映画の政治性は明らかです。

しかし、それを解き明かすことはかならずしも簡単ではなく、そのための議論をしていくことが要求されているときに、そしてそのような場所にこそ大学という公共性の強い教育機関はならなければならないのに、そこで働く専任教員が、一切の政治的活動を行わないという規定を承認するということは、学問的、教育的な活動の破綻・放棄、もつとえば自殺を意味するのではないですか。

佐藤忠男学長殿、なぜ、あなたが、学長として、また映画評論家として、自分が学長を務める大学におけるこのような誓約書の存在を認めているのか、なぜそれを告発しないのか、その理由をお答えください。

質問3. 日本映画大学が、このような誓約書、身元保証書を専任教員予定者に提出させているのは、文部科学省の指導によるものであるということ、天願大介理事は主張していますが、そのような事実があるということ、佐藤忠男学長、あなたは聞かされていませんか。

4月12日、私は日本映画大学映画学科長天願大介理事と非公式の話し合いを持ちました。そのとき、なぜこのような文書を提出させているのかについての説明がありました。その説明によると、文部科学省の意向を考えてこのような文面を出させることによって、大学設置の認可が下りやすくなるので、やむをえず、こうした文書を提出させているのだということでした。もし、そうだとすると、これは日本映画大学一つの問題というより、日本の大学教育の全体に関わる大きな問題であると私には思え、調べることにしました。ところが、文部科学省はそのような指導はまったくしていないということが判明いたしました。私は法律の専門家に、文科省が、新設大学設置許可処分にあたって、誓約書、身元保証書などにたいして、どのような方針をもっているのかを調べてもらったのです。

それによると、文科省の大学設置室の回答は以下のとおりです。

- 1 大学の設置許可の際には、文部科学省が教員就任予定者の誓約書や身元保証書を提出するよう指導したり、これらを必要書類として要求したりする ということはない。
- 2 文部科学省としては、教員就任予定者の就任承諾書と印鑑証明を提出するこ

とだけを要求しており、誓約書や身元保証書がないからといって設置許可申請許可が出ないということはない。

3 教員就任予定者に誓約書や身元保証書を要求するかどうかは文部科学省の関知するところではない。

つまり、こうした問題は大学の裁量に任されており、大学と教員就任予定者との問題であるということです。

ですから、この事例はすべて日本映画大学側の判断でやっていることにすぎず、あたかもそれが、文科省対策として必要であるかのように、大学当局は、思い込ませ、あるいは思い込み、このような書類に署名をさせてきたということになります。すでに最初に署名を要請してから、1年以上が過ぎていますから、彼らは教育関係者としてはあるまじき行動をしつづけているということになります。教育の発展やその自由の根幹にかかわる問題をなんとなくやり過ごすということは極めて重大な問題であると私は思いました。

なぜなら、大学という公共性の強い批判的、創造的な場で、つまり、批判精神を育みつつ、社会の分析をしていきながら、新たな世界を構想していこうとする人たちを育てる場、そしてまた、自らもそうした人間になろうとしている人たちの共同の創造の場であるところで、このような誓約書を書かそうとしている人がいることは到底受け入れがたいことだからです。

ところで、天願大介氏は意図的に虚偽発言をしているのか、それともそう信じてそのようなことをしゃべっているだけなのか、それを佐藤学長、あなたに調べていただきたいと思えます、そして、これが意図的な虚偽発言なのか、それとも単なる無知なのか、無知だとすれば、それをどう修正できるのか、あなたの意見を聞きたいと思えます。

質問4. 私は誓約書と身元保証書を日本映画大学が撤廃し、それに伴う大学教員規程の変更を行うことを日本映画大学に要求します。そこで、佐藤忠男学長、あなたはこの撤廃運動に参加する気はありませんか。もし撤廃されれば、そのあとで、私は日本映画大学の専任教員になり、この大学で教えることを始めたいと考えております。これまでの私の意見を熟考していただき、佐藤学長、私の方針に対してのあなたの考えをお聞かせいただきたいと思えます。

2012年5月3日

演劇批評家

鴻 英良 (おおとり ひでなが)

(別紙1)

誓約書全文は以下の通り。(鴻)

## 誓 約 書

学校法人神奈川映像学園

理事長 佐々木正路殿

私は、日本映画大学の任期付教員として本学園に勤務するに当たり、諸法令に従うのはもとよりのこと下記の事項を誓約し厳守履行いたします。

### 記

- 1 本学園の建学の精神を理解してその具現に努め、就業規則（これに付随する「日本映画大学任期付教員勤務規則」を含む。）、服務に関する諸規程及び上司の指示に従い誠実に勤務すること。
- 2 学内において一切の政治的活動を行わず、本学園教員としての信用を失う行為のないことを誓い、職務上の秘密を守り、日常、職務に必要な研修に努め、その勤務に当たっては本学園の教育方針に遵って教育を行い、本学園の職務に専念すること。
- 3 学園の必要がある場合には、勤務時間及び勤務場所の変更があっても異議のないこと。
- 4 故意又は過失により学園に損害をかけたときはその責任を負うこと。

平成 年 月 日

住 所

氏名

印

(別紙2)

身元保証書の全文は以下の通り。(鴻)

## 身元保証書

学校法人神奈川映像学園

理事長 佐々木正路殿

本人

住所

氏名

印

年

月

日生

第1条 被保証人 が学校法人神奈川映像学園（以下「学園」という。）が設置する日本映画大学に勤務するに当たり、身元保証人は、被保証人が学園に対し一切迷惑をかけることのないよう、その身元を保証する。

第2条 身元保証人は、被保証人が学園との労働契約に違反し、又は故意若しくは

過失によって、学園に損害を与えたときは、直ちにこれを賠償する責に任ずる。  
なお、身元保証人は、催告の抗弁権及び検索の抗弁権を放棄する。

第3条 保証は下記記載の差入日より5年とする。

平成            年            月            日

保 証 人

住 所

氏 名

年            月            日 印 生

本人との続柄

---



(別紙3)

以下の文章は2012年3月30日に、日本映画大学の専任教員、専任教員予定者、職員ほぼ全員（メール番号の誤りのため若干名は受信していないらしい）、さらには、理事長、学長に宛てた鴻英良のメールの全文である。

誤記なども訂正せずに再録してある。また、これまでの文書と重複するところがあることをお断りしておく。（鴻）

## みなさまへ

正式にこのような公開質問状（素案）をどこに送ればいいのか、  
現在までのところ特定できていませんので、  
みなさまにお送りいたします。

これはひとまずの素案ですので、  
皆様方の意見が伺えればと思います。

修正を加えた最終的な公開質問状は、  
たぶん、学長か理事長に改めてお送りすることになるのではと想像されますが、  
その確認にはまたしばらく時間が必要だと思いますので、よろしくご了承ください。

さらに、みなさまが私の主張に賛同してくださることを私は願っていますが  
（もちろん、反対の方もいるでしょう）、

公開質問状の共同提出者になっていただける人は、ぜひご連絡ください。  
そうでない方も、ご意見をお寄せくだされば、大変ありがたく思います。  
ということで、よろしく願いいたします。

以下に、公開質問状の素案を載せておきますので、ご参照ください。

鴻英良

## 公開質問状(素案)

および、大学側の方針にたいする私の抗議と告発に関して

鴻英良

\*\*\*\*さま、

唐突ですが、まず、私の結論を先に言います。

日本映画大学は、これまで教員に書かせていた誓約書を撤回すべきである。

これが私の結論です。

さらに、このような誓約書を書かせてきたことにたいする謝罪を要求いたします。

このことを謝罪し、さらにこの誓約書を撤回しない以上、日本映画大学は、大学の名にまったく値しないと、私は考えます。

これが私のもうひとつの結論です。

その理由は、これから書いていきます、

ここで私は、日本映画大学専任教員になるにあたって提出を義務づけられている誓約書

(注1)など、さまざまな書類の文面についての疑義を提示したいと思います。私は、3月16日の契約に関する話し合いの場で、幾つかの書類を提示されましたが、そのなかでもとりわけ誓約書の文面に大いなる疑問を感じました。このような文面の誓約書に署名することが、映画大学の教員になるための条件であるというようなことは、教育機関という公共の場にはふさわしくない要求であるだろうと私は考えます。このような誓約書に署名をすることを強要する大学で働くなどということは、私にはありえませんが、とはいえ、この問題に関して、もうすこし一般的な視点に立った時に、どのように考えるべきか、そうしたことを考慮しつつ、この誓約書問題をどのように考えていくべきなのかに関して、私の考えを述べつつ、幾つかの疑問を提示し、大学側の私にはきわめて奇妙と思える主張に関しての疑問を指摘するとともに、その疑問に対する大学側の解答を求めたいと思います。

私は、2012年3月16日、事務局の清水氏の立会いの下で、佐々木正路理事長と、私の日本映画大学専任教員就任に関する話し合いのときに、さまざまな条件を提示されました。日本映画大学の教師として就任するにあたって私が提出しなければならないさまざまな書類にざっと目を通しました。提出すべき書類として「誓約書」というものがあってそこには「学内において一切の政治的活動を行わず…、(中略)…すること」と書いてありました(全文は注1参照)。このことを誓うこと、つまり、学内において一切の政治的活動を行わない」と誓約することが日本映画大学の専任教員になるための条件だということです。

ほかの文面にもいろいろ問題があると思いますが(後述)、少なくとも、「誓約書」にあるようなこのような文面に同意するわけにはいきません。人間が生きていくということは、たとえばアリストテレス的というならば、政治的な活動を続けていくことであり、さらにいえば、私はこの大学で演劇についての講義をすることになっていたのですが、かりに、このような誓約書に署名したならば、私は演劇に関する講義をすることすらできなくなるのです。なぜなら、ピオス・ポリティコス、つまりポリス的な生の形式がいかにあるべきか、どのような形のポリス的な生の形式を作り出すことが、人間のよりよい生の形式を実現できるのか、それを考える共同の場所こそが、古代ギリシアにおいては、劇場であったのであり、演劇とはそもそもの始まりから政治的な活動であったということは演劇史の常識でもあるからです。ですから、私は私の専門領域との関係においてだけをとってみても、この誓約書に署名はできないのです。

ところで、この話し合いの場所で、佐々木理事長は、このような誓約書を提出してもらうのはごく自然なことであり、どこの大学でもこのような誓約書を提示してもらっていると話していました。

私はそれまでそのようなことに関する知識がなかったので、それが事実であるかどうかを、この間、調べてきました。私は20人近くの大学専任教員の方々に会い、9つの大学

(私立大学7校、国立大学2校) (注2)での事例を確認することができました。

ところが、だれ一人、このような誓約書に署名したこともないし、このような誓約書を提示されたこともないと言っていました。そして、このような誓約書を書かせることなどありえない話だと多くの人が言っていました。

契約書を交わす場合、さらに、身元保証書というものも提出することが義務づけられています。このような書類の提示も求められていないとのことでした。そもそも未成年ではないのだから、このような書類は必要ではないのではないかと言う人が多々いました。私が「多々」と書いたのは、初めにあった人たちには、この書類について聞くことを忘れていたからです。つまり、15名近くの人が、このような書類には承服できないと声明したということです。

ところで、日本映画大学の専任教員になるための契約書には、この誓約書と身元保証書の提出が義務づけられています。私はこのふたつの書類を提出したり、あるいはそれに署名したりすることは全く正しくない行動であると考えていますが、それゆえ、現在までのところ、契約書も提出することを拒否しないわけにはいかないのです。それに関する理由について、私はこれまで簡単に記述しただけですが、必要が生じた場合、理由に関するさらに詳しい文書を作成するつもりであります。

さて、私と佐々木理事長との話し合いにおいて、誓約書を出さなくとも、契約書を受け入れてもいいと言った発言が佐々木氏からありました。しかし、同時に、佐々木氏は、しかしながら、そのことによってむしろ私の方に不都合が起こるであろうと言っていました。たとえば、文科省との関係においてなにか不都合が起こる可能性があるとも言っていました。しかし、それが具体的にどのようなものかについての詳しい言及はありませんでした。

ところで、すでに指摘しましたが、実際には、契約書に書かれていることに署名するということは、就業規則を守ることであり、就業規則を順守するということは、そこに書かれている義務、つまり、誓約書を提出することに同意することを意味します。したがって誓約書の提出を拒否して、契約書には署名するということは齟齬をきたす行為ということになります。

それゆえ、私は契約書も提出するわけにはいかず、2012年の4月からの就任もいまのところ宙ぶらりんになっております。

こうした経緯を踏まえての私の主張は次のようになります。

繰り返しになりますが、契約書に私が署名するにあたっての私の方からの条件を、以下に、改めて書いておきます。

- 1) 誓約書、および、身元保証書を、撤回すること。
- 2) それにともない必要となる契約書、就業規則を書き換えること。
- 3) 専任教員になるにあたって、これまでの誓約書、身元保証書など、このような書類

を提出させてきたことを謝罪すること。  
以上です。

2012年3月30日

演劇批評家  
鴻英良（おおとり ひでなが）

---

注1)  
誓約書の文面は以下の通り。

誓約書

学校法人神奈川映像学園  
理事長 佐々木正路殿

私は、日本映画大学の任期付教員として本学園に勤務するに当たり、諸法令に従うのはもとよりのこと下記の事項を誓約し厳守履行いたします。

記

- 1 本学園の建学の精神を理解してその具現に努め、就業規則（これに付随する「日本映画大学任期付教員勤務規定」を含む。）、服務に関する諸規定及び上司の指示に従い誠実に勤務すること。
- 2 学内において一切の政治的活動を行わず、本学園教員としての信用を失う行為のないことを誓い、職務上の秘密を守り、日常、職務に必要な研修に努め、その勤務に当たっては本学園の教育方針に遵って教育を行い、本学園の職務に専念すること。
- 3 学園の必要がある場合には、勤務時間及び勤務場所の変更があっても異議のないこと。
- 4 故意又は過失により学園に損害をかけたときはその責任を負うこと。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

---

注2) 私が確認した大学は以下のとおりである。

慶応大学、法政大学、早稲田大学、東京外国語大学、成城大学、京都精華大学、  
大阪大学、摂南大学、多摩美術大学（順不同）。

---

## 公開質問状の提出者の氏名、および、連絡先

鴻英良（おおとり ひでなが 演劇批評家）

（※ウェブ公開分として連絡先を削除しました。）